

特別養護老人ホーム稲毛こひつじ園 利用料金表

令和4年10月1日現在

1. 介護保険適用部分（1日あたり）

（単位：円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担分	697	769	847	921	993
介護保険2割負担分	1393	1538	1694	1842	1985
介護保険3割負担分	2089	2307	2541	2762	2977
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7				
夜勤職員配置加算Ⅱ（ロ）	20				
療養食加算	7（1食ごとに加算）				
看護体制加算Ⅰ	⑤				
看護体制加算Ⅱ	9				
個別機能訓練加算Ⅰ	①③				
個別機能訓練加算Ⅱ	22				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%を加算				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の2.3%を加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%を加算				
口腔衛生管理加算Ⅰ（※）	97／月				
口腔衛生管理加算Ⅱ（※）	118／月				
経口維持加算Ⅰ（※）	118／月				
経口維持加算Ⅱ（※）	428／月				
褥瘡マネジメント加算Ⅰ（※）	4／月				
褥瘡マネジメント加算Ⅱ（※）	14／月				
排せつ支援加算Ⅰ（※）	11／月				
排せつ支援加算Ⅱ（※）	16／月				
排せつ支援加算Ⅲ（※）	22／月				
看取り介護加算Ⅰ（※）	77（死亡日以前45～31日）				
	154（死亡日以前4～30日）				
	727（死亡日前日及び前々日）				
	1367（死亡日）				

* 初期加算：入所日から起算して30日間に限り、初期加算32円／日を加算されます。

* 外泊時には上記金額の代わりに263円／日（1ヵ月6日間を限度とする）が加算されます。

* 上記の金額は、千葉市の地域加算10.68を乗じた金額です。

* 上記の料金以外にも、提供したサービスに応じて加算される場合があります。

* 上記の加算は対象となるものについて適用します。（※）の部分は対象者に対して適用。

2. 介護保険適用外部分（1日あたり／負担限度額別）

（単位：円）

	食 費	居住費
第1段階	介護保険限度額認定証に記載された額とする 300円	介護保険限度額認定証に記載された額とする 820円
第2段階	介護保険限度額認定証に記載された額とする 390円	介護保険限度額認定証に記載された額とする 820円
第3段階①	介護保険限度額認定証に記載された額とする 650円	介護保険限度額認定証に記載された額とする 1,310円
第3段階②	介護保険限度額認定証に記載された額とする 1,360円	介護保険限度額認定証に記載された額とする 1,310円
第4段階	1,600円	2,500円

※所得に応じて減免制度があります。各市町村の介護保険課で認定証の交付を受け、窓口にご提示下さい。
窓口提示していただいた日から食費及び居住費が減免されます。

第1段階：老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人支援給付受給者等の方。

第2段階：本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。

第3段階①：本人及び世帯全員が市町村民税非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方。

第3段階②：本人及び世帯全員が市町村民税非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方。

第4段階：本人は市町村民税非課税だが、世帯の中に市町村民税課税対象者がいる方。
本人が市町村民税課税対象の方。上記以外の方。

※食費は1日あたりの金額です。1日1食のみの提供の場合であっても、1日あたりの金額をご負担いただきます。

※医療費（嘱託医による処方箋の発行、病院の外来受診費等）および薬代は医療機関・薬局から別途請求されます。

※外泊及び入院中の居住費の取り扱いについて

外泊及び入院中も居住費は負担していただきます。その場合の金額は、外泊及び入院した翌日から6日目までは減免制度利用後の金額、7日目以降の期間は2500円（1日あたり）となります。外泊及び入院中に、短期入所用として居室を提供していただいた場合は、その期間については居住費の自己負担はありません。

3. その他の利用料金

サービスの種類	料金	備考
事務手数料	75 円／日	立替金出納・請求管理業務など
個人使用の日用品代	実費	本人の希望で購入したもの
特別な食事代	実費	施設の食事・おやつ以外に希望したもの、外食等
理・美容代	1,980 円／回～	業者委託 カット 1,980 円 カラー 4,400 円 パーマ 4,400 円 等
送迎費	別表に準ずる	病院送迎以外に施設車を利用した場合
クラブ活動費	実費	手芸や園芸、書道などのクラブ活動に参加した際の材料費、小旅行の際の交通費等
行事費	実費	行事等に参加した際の費用

※その他の利用料金は、利用した場合のみ請求させていただきます。

※個人使用の日用品に関しては、個人が専用に使用する物を購入した場合に請求させていただきます。

※特別な食事代は、行事等で外食した際の食事代を含みます。

※預かり金については原則、お預かり致しておりません。

<送迎費>

キロ数(片道)	送迎費	キロ数(片道)	送迎費
1 km ～ 5 km 以下	138 円	15 km 超～20 km 以下	345 円
5 km 越～10 km 以下	173 円	20 km 超～25 km 以上	432 円
10 km 超～15 km 以下	259 円	25 km 超～30 km 以上	518 円

* 30 km を超える場合実費とし、40 km 以上の場合は送迎を行わない。